

羽島市告示第124号

羽島市草刈機貸出要綱を次のように定める。

令和6年5月28日

羽島市長 松井 聡

羽島市草刈機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市美しいまちづくり条例(平成12年羽島市条例第16号)第5条第1項の規定により、土地の所有者等が土地の雑草の繁茂を防止するため、羽島市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和39年羽島市条例第3号)第7条の規定により、市が所有する充電式草刈機(付属品を含む。以下「草刈機」という。)を無償で貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 草刈機の貸出対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に土地(建築物及び工作物がない土地であって、使用されていないものに限る。)を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)で、当該土地の雑草又は枯草の除去を行う者
- (2) 土地所有者等の同意を得て、当該土地の雑草、枯草の除去を無償で行う者

(貸出期間)

第3条 草刈機の貸出期間は、貸出日(市役所開庁日(以下「開庁日」という。))に限る。)から起算して5日間を限度とする。ただし、貸出期間の末日が市役所閉庁日(以下「閉庁日」という。)の場合は、翌開庁日までとする。

(貸出台数)

第4条 草刈機の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料等)

第5条 草刈機の貸出料は、無料とする。ただし、草刈機の使用にあたって必要なバッテリーの充電は、草刈機の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)が行うものとする。

(貸出手続等)

第6条 草刈機を借り受けようとする者は、草刈機を使用しようとする日の5日前(当該日が閉庁日の場合は、前開庁日)までに、草刈機借受申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証その他の本人であることが確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、借受者(自己の責めに帰すべき事由以外の事由により、貸出期間内に雑草又は枯草の除去が行えなかった者を除く。)は、当該貸出日から起算して30日間は、草刈機の借受けを申し込むことができない。

3 市長は、第1項の規定による申込書の提出があったときは、速やかに貸出しの可否を決定し、草刈機貸出決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申込者に通知するものとする。この場合において、草刈機を貸し出すときは条件を、貸し出さないときは理由を付すものとする。

4 草刈機の貸出し及び返却は、開庁日の午前9時から午後4時30分までの間に、市役所本庁舎敷地内において行うものとする。

(借受者の責務)

第7条 借受者は、善良な管理者の注意義務に基づき、草刈機を使用及び管理するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈機取扱説明書に従い、草刈機を適正に使用、管理すること。
- (2) 草刈機の使用後に清掃を行い、返却時に市長の点検を受けること。
- (3) 草刈機を草刈以外で使用しないこと。
- (4) 草刈機を転貸しないこと。
- (5) 草刈機の貸出期間を厳守すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

2 借受者は第10条の規定により草刈機の返却を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(破損紛失届)

第8条 借受者は、草刈機を破損し、又は紛失したときは、速やかに草刈機破損・紛失届(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、草刈機の刈刃が破損した場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 借受者は、故意又は過失により草刈機を破損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 草刈機を使用したために借受者又は第三者に生じた損害については、市は、市の責めに帰すべき場合を除き、その賠償の責めを負わないものとする。

(貸出制限)

第10条 市長は、借受者が第7条第1項の規定に違反したときは、草刈機の貸出しの決定を取り消し、当該借受者への草刈機の貸出しを相当期間行わないことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。